

セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がパレット共済会(以下「共済会」という)と提携して発行するもので、セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)当社の役員・社員の方が、本特約とセゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)を承認し、本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本カードは、共済会の会員証を兼ねるものとします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑪本会員が対象企業を退職されたとき。

第5条(適用規約)

本カードについては、セゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)に加え本特約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。なおゴールドカードセゾンの特則並びにセゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第3条(年会費)、第4条(会員資格の喪失等)、第6条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード)及び第7条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)の適用はありません。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。